

(別 紙)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る 調書の提出等に関する法律（<u>国外財産調書及び財産債務調 書関係</u>）の取扱い	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る 調書の提出等に関する法律（<u>国外財産調書関係</u>）の取扱い

用語の意義

本通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。

法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成 9 年12月 5 日法律第110号）をいう。
令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成 9 年12月17日政令第363号）をいう。
規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成 9 年12月25日大蔵省令第96号）をいう。

用語の意義

本通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。

法	<u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第 8 条の規定による改正後の</u> 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律をいう。
令	<u>内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第115号）による改正後の</u> 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令をいう。
規則	<u>内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第22号）による改正後の</u> 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則をいう。

第2条（定義）関係 2 - 1（対象となる財産の定義（範囲）） 第5条（国外財産調書の提出）関係 5 - 1（居住者であるかどうかの判定の時期） 5 - 2（国外財産調書の提出先の判定等） 5 - 3（規則別表第一（六）（十一）（十四）（十五）の財産の例示） 5 - 4（国外財産調書の記載事項） 5 - 5（相続税法第10条第1項第5号及び第8号により所在の判定を行う財産の例示） 5 - 6（規則第12条第3項により所在の判定を行う財産） 5 - 6の2（有価証券の内外判定） 5 - 7（国外財産の価額の意義等） 5 - 8（見積価額の例示） 5 - 9（規則第12条第5項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用） 5 - 9の2（有価証券等の取得価額の例示） 5 - 10（国外財産調書に記載する財産の価額の取扱い） 5 - 11（外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法） 5 - 12（共有財産の持分の取扱い） 5 - 13（同一人から2以上の国外財産調書の提出があった場合の取扱い） 5 - 14（国外財産調書合計表） 第6条（<u>国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例</u>）関係 6 - 1（国外財産に基因して生ずる所得） 6 - 2（国外財産に基因して生ずる所得に該当しないもの） 6 - 3（重要なものの記載が不十分であると認められるとき） 6 - 4（法第6条第1項及び第2項の適用の判断の基となる国外財産調書） 6 - 5（国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書の取扱い） 第6条の2（<u>財産債務調書の提出</u>）関係 6の2 - 1（<u>財産債務調書の提出期限</u>） 6の2 - 2（<u>規則別表第三（六）（十一）（十四）（十五）の財産の例示</u>） 6の2 - 3（<u>規則別表第三（十七）の未払金の例示</u>） 6の2 - 4（<u>財産債務調書の財産の記載事項</u>） 6の2 - 5（<u>有価証券の所在</u>） 6の2 - 6（<u>財産債務調書の債務の記載事項</u>） 6の2 - 7（<u>債務に係る所在</u>） 6の2 - 8（<u>財産の価額の意義等</u>）	第2条（定義）関係 2 - 1（対象となる財産の定義（範囲）） 第5条（国外財産調書の提出）関係 5 - 1（居住者であるかどうかの判定の時期） 5 - 2（国外財産調書の提出先の判定等） 5 - 3（規則別表第一（八）（十一）（十二）の財産の例示） 5 - 4（国外財産調書の記載事項） 5 - 5（相続税法第10条第1項第5号及び第8号により所在の判定を行う財産の例示） 5 - 6（規則第12条第3項により所在の判定を行う財産） 5 - 6の2（有価証券の内外判定） 5 - 7（国外財産の価額の意義等） 5 - 8（見積価額の例示） 5 - 9（規則第12条第5項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用） （新 規） 5 - 10（国外財産調書に記載する財産の価額の取扱い） 5 - 11（外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法） 5 - 12（共有財産の持分の取扱い） 5 - 13（同一人から2以上の国外財産調書の提出があった場合の取扱い） 5 - 14（国外財産調書合計表） 第6条（<u>過少申告加算税又は無申告加算税の特例</u>）関係 6 - 1（国外財産に基因して生ずる所得） 6 - 2（国外財産に基因して生ずる所得に該当しないもの） 6 - 3（重要なものの記載が不十分であると認められるとき） 6 - 4（法第6条第1項及び第2項の適用の判断の基となる国外財産調書） 6 - 5（国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書の取扱い） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規）
---	---

<u>6の2 - 9（見積価額の例示）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 10（規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 11（有価証券等の取得価額の例示）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 12（共有財産の持分の取扱い）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 13（債務の金額の意義）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 14（財産債務調書に記載する財産の価額及び債務の金額の取扱い）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 15（外貨で表示されている財産債務の邦貨換算の方法）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 16（同一人から2以上の財産債務調書の提出があった場合の取扱い）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の2 - 17（財産債務調書合計表）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>第6条の3（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の3 - 1（財産債務に基因して生ずる所得）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の3 - 2（財産債務に基因して生ずる所得に該当しないもの）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の3 - 3（重要なものの記載が不十分であると認められるとき）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の3 - 4（法第6条の3第1項及び第2項の適用の判断の基となる財産債務調書）</u>	<u>（新 規）</u>
<u>6の3 - 5（財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書の取扱い）</u>	<u>（新 規）</u>
表1（ <u>国外財産調書合計表</u> ）	表1（ <u>合計表</u> ）
表2（ <u>財産債務調書合計表</u> ）	<u>（新 規）</u>
<u>附則</u>	<u>（新 規）</u>

第2条（定義）関係 （対象となる財産の定義（範囲）） 2 - 1 法に規定する「財産」とは、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいう。 第5条（国外財産調書の提出）関係 （居住者であるかどうかの判定の時期） 5 - 1 法第5条第1項に規定する「居住者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者をいい、同項第4号に規定する非永住者を除く。）」であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況によることに留意する。 （国外財産調書の提出先の判定等） 5 - 2 (1) 国外財産調書の提出先については、その提出の際における法第5条第1項各号に規定する場所の所轄税務署長となることに留意する。 (2) 国外財産調書の提出期限については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》及び第11条《災害等による期限の延長》の適用があり、その提出時期については、同法第22条《郵送等に係る納税申告書等の提出時期》の適用があることに留意する。 （規則別表第一（六）（十一）（十四）（十五）の財産の例示） 5 - 3 (1) <u>次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「（六） 有価証券」に該当する。</u> イ 質権又は譲渡担保の対象となっている有価証券 ロ 規則第12条第2項に規定する「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）」のうち新株予約権 (2) <u>次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「（十一） 未収入金（受取手形を含む。）」に該当する。</u> イ 売掛金 ロ その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの（未収法定果実、保険金、退職手当金等） (3) <u>次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「（十四）（四）、（十二）及び（十三）に掲げる財産以外の動産」に該当する。</u> イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第3条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産 ロ 家財（規則別表第一に規定する「（十二） 書画骨とう及び美術工芸品」及び「（十三） 貴	第2条（定義）関係 （対象となる財産の定義（範囲）） 2 - 1 法に規定する「財産」とは、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいう。 第5条（国外財産調書の提出）関係 （居住者であるかどうかの判定の時期） 5 - 1 法第5条第1項に規定する「居住者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者をいい、同項第4号に規定する非永住者を除く。）」であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況によることに留意する。 （国外財産調書の提出先の判定等） 5 - 2 (1) 国外財産調書の提出先については、その提出の際における法第5条第1項各号に規定する場所の所轄税務署長となることに留意する。 (2) 国外財産調書の提出期限については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》及び第11条《災害等による期限の延長》の適用があり、その提出時期については、第22条《郵送等に係る納税申告書等の提出時期》の適用があることに留意する。 （規則別表第一（八）（十一）（十二）の財産の例示） 5 - 3 <u>（追加）</u> (1) <u>次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「（八） 未収入金（受取手形を含む。）」に該当する。</u> イ 売掛金 ロ その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの（未収法定果実、保険金、退職手当金等） (2) <u>次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「（十一）（四）、（九）及び（十）に掲げる財産以外の動産」に該当する。</u> イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第3条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産 ロ 家財（規則別表第一に規定する「（九） 書画骨とう及び美術工芸品」及び「（十） 貴金属類」
--	---

金属類」を除く。) (注) <u>貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、その用途が事業用であるものを除き、家財として取り扱って差し支えない。</u> ハ 所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産 (4) 次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「<u>(十五)</u> その他の財産」に該当する。 イ 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」 ロ 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」 ハ 規則第12条第3項第3号に規定する「<u>民法第667条第1項に規定する組合契約</u>」又はこれに類する契約に基づく出資 ニ 規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」 ホ 規則第13条第3号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」 (国外財産調書の記載事項) 5 - 4 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第一に規定する(一)から<u>(十五)</u>までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えない。 (1) 財産の用途が一般用及び事業用の兼用である場合、用途は「一般用、事業用」と記載し、価額は、一般用部分と事業用部分とを区分することなく記載すること。 (2) 2以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、一体のものとして価額をいずれかの財産の区分にまとめて記載すること。 (3) <u>国外財産の所在は、国名及び所在地のほか、氏名又は名称を記載するが、規則別表第一に規定する(一)から(四)まで及び(十二)から(十四)までの財産の区分に該当する財産については、国名及び所在地のみを記載すること。</u> また、国名は一般的に広く使用されている略称を記載すること。 (相続税法第10条第1項第5号及び第8号により所在の判定を行う財産の例示) 5 - 5 (1) 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」とは、その年の12月31日において、まだ保険事故(共済事故を含む。)が発生していない生命保険契約又は損害保険契約(一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない保険契約を除く。)の権利及び年金の方法により支払又は支給を受ける生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金(共済金を含む。)で給付事由が発生しているものに関する権利をい	を除く。) ハ 所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産 (3) 次に掲げる財産は、規則別表第一に規定する「<u>(十二)</u> その他の財産」に該当する。 イ 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」及び「<u>株式に関する権利(株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。)</u>」 ロ 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」 ハ 規則第12条第3項第3号に規定する「<u>民法第667条第1項に規定する組合契約、匿名組合契約その他これらに類する契約に基づく出資</u>」 ニ 規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」 ホ 規則第13条第3号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」 (国外財産調書の記載事項) 5 - 4 国外財産調書に記載する国外財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第一に規定する(一)から<u>(十二)</u>までの財産区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えない。 (1) 財産の用途が一般用及び事業用の兼用である場合、用途は「一般用、事業用」と記載し、価額は、一般用部分と事業用部分とを区分することなく記載すること。 (2) 2以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、一体のものとして価額をいずれかの財産区分にまとめて記載すること。 (3) 所在は、国名及び所在地のほか、氏名又は名称を記載するが、規則別表第一に規定する(一)から(四)まで及び<u>(九)</u>から<u>(十一)</u>までの財産区分に該当する財産については、国名及び所在地のみを記載すること。 また、国名は一般的に広く使用されている略称を記載すること。 (相続税法第10条第1項第5号及び第8号により所在の判定を行う財産の例示) 5 - 5 (1) 規則第12条第2項に規定する「保険(共済を含む。)の契約に関する権利」とは、その年の12月31日において、まだ保険事故(共済事故を含む。)が発生していない生命保険契約又は損害保険契約(一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない保険契約を除く。)の権利及び年金の方法により支払又は支給を受ける生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金(共済金を含む。)で給付事由が発生しているものに関する権利をいう。
---	--

う。 (2) 規則第 12 条第 2 項括弧書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」には、例えば、ストックオプションが該当するが、当該権利のうちその年の 12 月 31 日が権利行使可能期間内に存しないものについては、国外財産調書への記載を要しないことに留意する。 また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。 (規則第 12 条第 3 項により所在の判定を行う財産) 5 - 6 (1) 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金」には、例えば、預託金のある会員制ゴルフ会員権の預託金が該当し、「委託証拠金その他の保証金」には、例えば、外国為替証拠金取引に係る証拠金、不動産を賃借したことに伴い敷金又は保証金等の名目で支払った金銭で賃貸期間の経過に応じ又は賃貸期間の終了後に返還される部分の金額が該当する。 (2) 規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」には、例えば、外国におけるパートナーシップ契約等で共同事業性及び財産の共同所有性を有する事業体に対する出資が該当する。 (3) 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」とは、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 2 条第 7 項《定義》に規定する「受益権」及び外国の法令上これと同様に取り扱われるものが該当する。 (有価証券の内外判定) 5 - 6 の 2 有価証券（相続税法（昭和 25 年 3 月 31 日法律第 73 号）第 10 条第 1 項第 7 号から第 9 号まで《財産の所在》に掲げる財産に係る有価証券並びに同条第 2 項及び規則第 12 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。）の所在については、その年の 12 月 31 日における次の有価証券の区分に応じた場所により判定することに留意する。 (1) 金融商品取引業者等（法第 2 条第 7 号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所に開設された口座に係る振替口座簿（令第 10 条第 2 項に規定する振替口座簿をいう。）に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている有価証券 当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在 (2) (1)以外の有価証券 相続税法第 10 条第 1 項第 7 号から第 9 号まで若しくは第 2 項又は規則第 12 条第 3 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する所在 (国外財産の価額の意義等) 5 - 7 国外財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして規則第 12 条第 5 項に規定する「見積価額」	(2) 規則第 12 条第 2 項かっこ書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」には、例えば、ストックオプションが該当するが、当該権利のうちその年の 12 月 31 日が権利行使可能期間内に存しないものについては、国外財産調書への記載を要しないことに留意する。 また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。 (規則第 12 条第 3 項により所在の判定を行う財産) 5 - 6 (1) 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金」には、例えば、預託金のある会員制ゴルフ会員権の預託金が該当し、「委託証拠金その他の保証金」には、例えば、外国為替証拠金取引に係る証拠金、不動産を賃借したことに伴い敷金又は保証金等の名目で支払った金銭で賃貸期間の経過に応じ又は賃貸期間の終了後に返還される部分の金額が該当する。 (2) 規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」には、例えば、外国におけるパートナーシップ契約等で共同事業性及び財産の共同所有性を有する事業体に対する出資が該当する。 (3) 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」とは、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 2 条第 7 項《定義》に規定する「受益権」及び外国の法令上これと同様に取り扱われるものが該当する。 (有価証券の内外判定) 5 - 6 の 2 有価証券（相続税法第 10 条第 1 項第 7 号から第 9 号までに掲げる財産に係る有価証券並びに同条第 2 項及び規則第 12 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。）の所在については、その年の 12 月 31 日における次の有価証券の区分に応じた場所により判定することに留意する。 (1) 金融商品取引業者等（令第 10 条第 2 項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所に開設された口座に係る振替口座簿（同条第 2 項に規定する振替口座簿をいう。）に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている有価証券 当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在 (2) (1)以外の有価証券 相続税法第 10 条第 1 項第 7 号から第 9 号まで若しくは第 2 項又は規則第 12 条第 3 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する所在 (国外財産調書の価額の意義等) 5 - 7 国外財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして規則第 12 条第 5 項に規定する「見積価額」
--	--

によるが、時価とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいう。

また、見積価額とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいう。

（見積価額の例示）

5 - 8

規則第 12 条第 5 項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第一に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができる。

(1) 規則別表第一（一）に掲げる財産（土地）

イ その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。

ロ その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。

ハ その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

(2) 規則別表第一（二）に掲げる財産（建物）

イ (1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

ロ その財産が業務の用に供する資産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の 12 月 31 日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。

（注）「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の 12 月 31 日までの期間（その期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年とする。）の償却費の額の合計額とする。この場合における償却方法は、定額法（所得税法施行令第 120 条の 2 第 1 項第 1 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する「定額法」をいう。）によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数による。

(3) 規則別表第一（三）に掲げる財産（山林）

(1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

(4) 規則別表第一（五）に掲げる財産（預貯金）

その年の 12 月 31 日における預入高。

（注）定期預金（定期貯金を含む。以下「定期預金等」という。）で、その年の 12 月 31 日において当該定期預金等に係る契約において定める預入期間が満了していないものについては、当該契約の時に預け入れた元本の金額を見積価額として差し支えない。

によるが、時価とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいう。

また、見積価額とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいう。

（見積価額の例示）

5 - 8

規則第 12 条第 5 項に規定する「見積価額」は、同項かっこ書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第一に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができる。

(1) 規則別表第一（一）に掲げる財産

イ その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額。

ロ その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。

ハ その年の翌年 1 月 1 日から国外財産調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

(2) 規則別表第一（二）に掲げる財産

イ (1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

ロ その財産が業務の用に供する資産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の 12 月 31 日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。

（注）「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の 12 月 31 日までの期間（その期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年とする。）の償却費の額の合計額とする。この場合における償却方法は、定額法（所得税法施行令第 120 条の 2 第 1 項第 1 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する「定額法」をいう。）によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数による。

(3) 規則別表第一（三）に掲げる財産

(1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

(4) 規則別表第一（五）に掲げる財産

その年の 12 月 31 日における預入高。

(5) <u>規則別表第一（六）に掲げる財産（有価証券）</u> 金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券については、次の価額。 イ その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。 ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。 <u>ハ イ及びロがない場合には、次の価額。</u> (イ) <u>株式については、当該株式の発行人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。</u> (ロ) <u>新株予約権については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、その年の12月31日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当たりの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額。</u> (注) 「その年の12月31日におけるその目的たる株式の見積価額」については、イ・ロ・ハ(イ)の取扱いに準じて計算した金額とすることができる。 三 <u>イ、ロ及びハがない場合には、取得価額。</u> (6) <u>規則別表第一（七）に掲げる財産（匿名組合契約の出資の持分）</u> 組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えない。 (7) <u>規則別表第一（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）</u> 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。 (8) <u>規則別表第一（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）</u> イ <u>金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引</u> 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引	(5) <u>規則別表第一（六）に掲げる財産</u> 金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券については、次の価額。 イ その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。 ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。 <u>（追加）</u> <u>ハ イ及びロがない場合には、取得価額。</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>
--	--

<u>を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(8)において「みなし決済損益額」という。）。</u> ロ 上記イ以外のデリバティブ取引 (イ) <u>銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限る（以下(イ)において同じ。））に基づき算出したみなし決済損益額（その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。</u> (ロ) <u>上記(イ)により計算ができない場合には、備忘価額として1円。</u> (9) <u>規則別表第一（十）に掲げる財産（貸付金）</u> その年の12月31日における貸付金の元本の額。 (10) <u>規則別表第一（十一）に掲げる財産（未収入金（受取手形を含む。））</u> その年の12月31日における未収入金の元本の額。 (11) <u>規則別表第一（十二）及び（十三）に掲げる財産（書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類）</u> イ その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。 ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。 ハ イ及びロがない場合には、取得価額。 (12) <u>規則別表第一（十四）に掲げる財産（（四）（十二）及び（十三）に掲げる財産以外の動産）</u> その財産が所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産で、業務の用に供する資産以外の資産である場合には、(2)ロの取扱いに準じて計算した価額。 (注) <u>その財産が家庭用動産で、かつ、その取得価額が100万円未満のものである場合には、その年の12月31日における当該財産の見積価額については、10万円未満のものであると取り扱って差し支えない。</u> (13) <u>規則別表第一（十五）に掲げる財産（その他の財産）</u> イ <u>規則第12条第2項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」については、その年の12月31日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。</u> <u>ただし、その年中の12月31日前の日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えない。</u> ロ <u>規則第12条第2項に規定する「株式に関する権利」に該当する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」（有価証券に該当するものを除く。）については、上記(5)の取扱いに準じて計算した価額。</u>	(6) <u>規則別表第一（七）に掲げる財産</u> その年の12月31日における貸付金の元本の額。 (7) <u>規則別表第一（八）に掲げる財産</u> その年の12月31日における未収入金の元本の額。 (8) <u>規則別表第一（九）及び（十）に掲げる財産</u> イ その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。 ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。 ハ イ及びロがない場合には、取得価額。 (9) <u>規則別表第一（十一）に掲げる財産</u> その財産が所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産で、業務の用に供する資産以外の資産である場合には、(2)ロの取扱いに準じて計算した価額。 (10) <u>規則別表第一（十二）に掲げる財産（追加）</u> イ <u>規則第12条第2項に規定する「株式に関する権利」に該当する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、その年の12月31日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当たりの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得す</u>
---	--

<u>ハ</u> 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 667 条第 1 項《組合契約》に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資については、組合等の組合事業に係るその年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合等の純資産価額（<u>帳簿価額によって計算した金額</u>）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ただし、組合等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えない。 <u>三</u> 信託に関する権利（信託受益権）については、次による。 （イ）元本と収益との受益者が同一人である場合には、信託財産の見積価額。 （ロ）元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合には、（イ）の価額にその受益割合を乗じて計算した価額。 （ハ）元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合には、次による。 A 元本を受益する場合 （イ）の価額から、B により算定した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額。 B 収益を受益する場合 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額。 ただし、その年の 12 月 31 日が属する年中に給付を受けた利益の額に、信託契約の残存年数に乗じて計算した金額によることとして差し支えない。 <u>ホ</u> イから<u>ニ</u>までの財産以外の財産については、その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。 （規則第 12 条第 5 項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用） 5 - 9 （1）その財産が規則第 12 条第 5 項に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る減価償却資産（<u>②</u>において、「青色申告書に係る減価償却資産」という。）で、その用途が一般用及び事業用の兼用のものである場合には、その価額は、一般用部分と事業用部分に区分することなく規則第 12 条第 5 項<u>括弧書</u>の規定を適用して計算した「減価償却資産の償却後の価額」によることとして差し支えない。 （2）青色申告書に係る減価償却資産以外の所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産の見積価額については、規則第 12 条第 5 項<u>括弧書</u>の規定及び（1）に準じて計算した価額によることとして差し支えない。 <u>（有価証券等の取得価額の例示）</u> 5 - 9 の 2	<u>ることができる株式数を乗じて計算した金額。</u> （注）「その年の 12 月 31 日におけるその目的たる株式の見積価額」については、（5）の取扱いに準じて計算した金額とすることができる。 <u>ロ</u> 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 667 条第 1 項《組合契約》に規定する組合契約、<u>匿名組合契約</u>その他これらに類する契約に基づく出資については、組合等の組合事業に係るその年の 12 月 31 日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合等の純資産価額又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ただし、組合等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えない。 <u>ハ</u> 信託に関する権利（信託受益権）については、次による。 （イ）元本と収益との受益者が同一人である場合には、信託財産の見積価額。 （ロ）元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合には、（イ）の価額にその受益割合を乗じて計算した価額。 （ハ）元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合には、次による。 A 元本を受益する場合 （イ）の価額から、B により算定した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額。 B 収益を受益する場合 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額。 ただし、その年の 12 月 31 日が属する年中に給付を受けた利益の額に、信託契約の残存年数に乗じて計算した金額によることとして差し支えない。 <u>ニ</u> イから<u>ハ</u>までの財産以外の財産については、その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。 （規則第 12 条第 5 項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用） 5 - 9 （1）その財産が規則第 12 条第 5 項に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る減価償却資産（<u>②</u>において、「青色申告書に係る減価償却資産」という。）で、その用途が一般用及び事業用の兼用のものである場合には、その価額は、一般用部分と事業用部分に区分することなく規則第 12 条第 5 項<u>かっこ書</u>の規定を適用して計算した「減価償却資産の償却後の価額」によることとして差し支えない。 （2）青色申告書に係る減価償却資産以外の所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産の見積価額については、規則第 12 条第 5 項<u>かっこ書</u>の規定及び（1）に準じて計算した価額によることとして差し支えない。 <u>（新 規）</u>
---	---

規則別表第一に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産が、法第6条の2第2項の規定により同条第1項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。

(1) 規則別表第一（六）に掲げる財産（有価証券）又は（七）に掲げる財産（匿名組合契約の出資の持分）については、次の価額。

イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。

ロ 相続（限定承認を除く。）遺贈（包括遺贈のうち限定承認を除く。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。

ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。

(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。

(ロ) その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。

(2) 規則別表第一（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）又は（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）について、当該財産のその年の12月31日における価額を5 - 8 (7)又は（8）に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。

（国外財産調書に記載する財産の価額の取扱い）

5 - 10

国外財産調書に記載された国外財産の種類、数量及び価額は、法に基づくものであるから、当該国外財産に関する所得税及び復興特別所得税の課税標準並びに相続税及び贈与税の課税価格は、各税に関する法令の規定に基づいて計算することに留意する。

（外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法）

5 - 11

令第10条第5項に規定する「国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算」は、次による。

(1) 国外財産の邦貨換算は、国外財産調書の提出義務者の取引金融機関（その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表するその年の12月31日における最終の為替相場による。

ただし、その年の12月31日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場によるものとする。

(2) (1)の「為替相場」は、邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、その外貨に係る、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。

（共有財産の持分の取扱い）

（国外財産調書に記載する財産の価額の取扱い）

5 - 10

国外財産調書に記載された国外財産の種類、数量及び価額は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に基づくものであるから、当該国外財産に関する所得税及び復興特別所得税の課税標準並びに相続税及び贈与税の課税価格は、各税に関する法令の規定に基づいて計算することに留意する。

（外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法）

5 - 11

令第10条第5項に規定する「国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算」は、次による。

(1) 国外財産の邦貨換算は、国外財産調書の提出義務者の取引金融機関（その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表するその年の12月31日における最終の為替相場による。

ただし、その年の12月31日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場によるものとする。

(2) (1)の「為替相場」は、邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、その外貨に係る、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。

（共有財産の持分の取扱い）

5 - 12 共有の財産については、以下のとおりとする。 (1) 共有の財産の持分の価額は、その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額とする。 (2) 共有の財産について、共有する者のそれぞれの持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含む。）には、その財産の価額は、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額とする。 （同一人から2以上の国外財産調書の提出があった場合の取扱い） 5 - 13 国外財産調書の提出期限内に同一人から国外財産調書が2以上提出された場合には、特段の申出（国外財産調書の提出期限内における申出に限る。）がない限り、当該2以上の国外財産調書のうち最後に提出された国外財産調書をもって、法第5条第1項の規定により提出された国外財産調書とする。 （国外財産調書合計表） 5 - 14 規則別表第二備考4の「合計表」は、表1のとおりである。 第6条（<u>国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例</u>）関係 （国外財産に基因して生ずる所得） 6 - 1 規則第13条第4号に規定する「令第11条第1項第1号から第4号まで及び前3号に掲げるもののほか、国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得」には、例えば次のようなものが該当する。 (1) 国外財産が所得税法施行令第184条第2項《損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する損害保険契約等に関する権利である場合における当該損害保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得 （<u>削 除</u>） (2) 国外財産が規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約、匿名組合契約その他これらに類する契約に基づく出資」である場合における当該出資に基づく所得 (3) 国外財産が規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」である場合における当該権利に基づく所得 (4) 国外財産が規則第12条第3項第5号に規定する「<u>所得税法第60条の2第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利</u>」である場合における当該未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引の決済等による所得	5 - 12 共有の財産については、以下のとおりとする。 (1) 共有の財産の持分の価額は、その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額とする。 (2) 共有の財産について、共有する者のそれぞれの持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含む。）には、その財産の価額は、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額とする。 （同一人から2以上の国外財産調書の提出があった場合の取扱い） 5 - 13 国外財産調書の提出期限内に同一人から国外財産調書が2以上提出された場合には、特段の申出（国外財産調書の提出期限内における申出に限る。）がない限り、当該2以上の国外財産調書のうち最後に提出された国外財産調書をもって、法第5条第1項の規定により提出された国外財産調書とする。 （国外財産調書合計表） 5 - 14 規則別表第二備考3の「合計表」は、表1のとおりである。 第6条（<u>過少申告加算税又は無申告加算税の特例</u>）関係 （国外財産に基因して生ずる所得） 6 - 1 規則第13条第4号に規定する「令第11条第1項第1号から第4号まで及び前3号に掲げるもののほか、国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得」には、例えば次のようなものが該当する。 (1) 国外財産が所得税法施行令第184条第2項《損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する損害保険契約等に関する権利である場合における当該損害保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得 (2) <u>国外財産が規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」(以下、(2)において「預託金等」という。)</u>である場合におけるその預託金等に基づく取引から生じた所得 (3) 国外財産が規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約、匿名組合契約その他これらに類する契約に基づく出資」である場合における当該出資に基づく所得 (4) 国外財産が規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」である場合における当該権利に基づく所得 （<u>追 加</u>）
---	--

(国外財産に基因して生ずる所得に該当しないもの) 6 - 2 人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬 (株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。) については、法第 6 条第 1 項に規定する「国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第 2 項の規定は適用されないことに留意する。 (重要なものの記載が不十分であると認められるとき) 6 - 3 法第 6 条第 2 項に規定する「国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるとき」とは、規則第 12 条第 1 項に規定する記載事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる国外財産の特定が困難である場合をいう。 (法第 6 条第 1 項及び第 2 項の適用の判断の基となる国外財産調書) 6 - 4 法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用は、同条第 3 項各号又は令第 12 条第 1 項に規定する国外財産調書により判定するのであるから、これらの国外財産調書以外の国外財産調書に法第 6 条第 1 項に規定する「当該修正申告等の基因となる国外財産」の記載があった場合でも、同条第 2 項の「記載がないとき」に該当することに留意する。 (国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書の取扱い) 6 - 5 提出された国外財産調書に記載された国外財産の価額によれば法第 5 条第 1 項の規定による国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書は、法第 6 条第 3 項各号又は令第 12 条第 1 項に規定する国外財産調書に該当しないことに留意する。 <u>第 6 条の 2 (財産債務調書の提出) 関係</u> <u>(財産債務調書の提出期限)</u> <u>6 の 2 - 1</u> <u>財産債務調書の提出期限については、国税通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》及び第 11 条《災害等による期限の延長》の適用があり、その提出時期については、同法第 22 条《郵送等に係る納税申告書等の提出時期》の適用があることに留意する。</u> <u>(規則別表第三 (六) (十一) (十四) (十五) の財産の例示)</u> <u>6 の 2 - 2</u> <u>(1) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「 (六) 有価証券」に該当する。</u>	(国外財産に基因して生ずる所得に該当しないもの) 6 - 2 人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬 (株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。) については、法第 6 条第 1 項に規定する「国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第 2 項の規定は適用されないことに留意する。 (重要なものの記載が不十分であると認められるとき) 6 - 3 法第 6 条第 2 項に規定する「国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるとき」とは、規則第 12 条第 1 項に規定する記載事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる国外財産の特定が困難である場合をいう。 (法第 6 条第 1 項及び第 2 項の適用の判断の基となる国外財産調書) 6 - 4 法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用は、同条第 3 項各号又は令第 12 条第 1 項に規定する国外財産調書により判定するのであるから、これらの国外財産調書以外の国外財産調書に法第 6 条第 1 項に規定する「当該修正申告等の基因となる国外財産」の記載があった場合でも、同条第 2 項の「記載がないとき」に該当することに留意する。 (国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書の取扱い) 6 - 5 提出された国外財産調書に記載された国外財産の価額によれば法第 5 条第 1 項の規定による国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書は、法第 6 条第 3 項各号又は令第 12 条第 1 項に規定する国外財産調書に該当しないことに留意する。 <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u>
--	--

<u>イ 質権又は譲渡担保の対象となっている有価証券</u> <u>ロ 規則第 12 条第 2 項に規定する「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）」のうち新株予約権</u> <u>（注） 規則第 12 条第 2 項括弧書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」のうちその年の 12 月 31 日が権利行使可能期間内に存しないものについては、財産債務調書への記載を要しないことに留意する。</u> <u>また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。</u> <u>(2) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十一) 未収入金（受取手形を含む。）」に該当する。</u> <u>イ 売掛金</u> <u>ロ その年の 12 月 31 日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの（未収法定果実、保険金、退職手当金等）</u> <u>(3) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産」に該当する。</u> <u>イ 所得税法施行令第 3 条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産</u> <u>ロ 家財（規則別表第三に規定する「(十二) 書画骨とう及び美術工芸品」及び「(十三) 貴金属類」を除く。）</u> <u>（注） 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、その用途が事業用であるものを除き、家財として取り扱って差し支えない。</u> <u>ハ 所得税法施行令第 6 条第 3 号から第 7 号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産</u> <u>(4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。</u> <u>イ 規則第 12 条第 2 項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」</u> <u>（注） 規則第 12 条第 2 項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」の意義については、5 - 5(1)参照。</u> <u>ロ 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」</u> <u>（注） 規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する「預託金」の意義については、5 - 6(1)参照。</u> <u>ハ 規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する「民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約」又はこれに類する契約に基づく出資</u> <u>（注） 規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」の意義については、5 - 6(2)参照。</u> <u>ニ 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」</u> <u>（注） 規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する「信託に関する権利」の意義については、5 - 6(3)参照。</u> <u>ホ 規則第 13 条第 3 号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」</u>	
---	--

<u>(規則別表第三(十七)の未払金の例示)</u> <u>6の2-3</u> 次に掲げる債務は、規則別表第三に規定する「(十七) 未払金(支払手形を含む。)」に該当する。 (1) 買掛金 (2) その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ支出していないもの。	<u>(新 規)</u>
<u>(財産債務調書の財産の記載事項)</u> <u>6の2-4</u> 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えない。 (1) 財産の用途が一般用及び事業用の兼用である場合、用途は「一般用、事業用」と記載し、価額は、一般用部分と事業用部分とを区分することなく記載すること。 (2) 2以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、一体のものとして価額をいずれかの財産の区分にまとめて記載すること。 (3) 財産の所在は、所在地のほか、氏名又は名称を記載するが、規則別表第三に規定する(一)から(四)まで及び(十二)から(十四)までの財産の区分に該当する財産については、所在地のみを記載すること。 (4) 規則別表第三に規定する「(六) 有価証券」に該当する財産のうち、租税特別措置法(昭和33年法律第26号)第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》に規定する特定口座又は同法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座に保管の委託がされているものについては、銘柄別に区分することなく記載すること。 (5) 規則別表第三に規定する(十一)及び(十五)の財産の区分に該当する財産のうち不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権であり、かつ、その年の12月31日における価額が100万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記載すること。	<u>(新 規)</u>
<u>(有価証券の所在)</u> <u>6の2-5</u> 有価証券(相続税法第10条第1項第7号から第9号まで《財産の所在》に掲げる財産に係る有価証券並びに同条第2項及び規則第12条第3項第2号から第4号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。)の所在については、その年の12月31日における次の有価証券の区分に応じた場所を記載することに留意する。 (1) 金融商品取引業者等(法第2条第7号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)の営業	<u>(新 規)</u>

(見積価額の例示)

6の2 - 9

規則第15条第4項が準用する場合における規則第12条第5項に規定する「見積価額」は、同項括弧書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第三に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができる。

(1) 規則別表第三(一)に掲げる財産(土地)

イ その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額(地方税法第381条(昭和25年7月31日法律第226号)《固定資産課税台帳の登録事項》の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とする。)

ロ その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。

ハ その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

(2) 規則別表第三(二)に掲げる財産(建物)

イ (1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

ロ その財産が業務の用に供する資産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。

(注) 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。)の償却費の額の合計額とする。この場合における償却方法は、定額法(所得税法施行令第120条の2第1項第1号《減価償却資産の償却の方法》に規定する「定額法」をいう。)によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数による。

(3) 規則別表第三(三)に掲げる財産(山林)

(1)イ、ロ又はハに掲げる価額。

(4) 規則別表第三(五)に掲げる財産(預貯金)

その年の12月31日における預入高。

(注) 定期預金(定期貯金を含む。以下「定期預金等」という。)で、その年の12月31日において当該定期預金等に係る契約において定める預入期間が満了していないものについては、当該契約の時に預け入れた元本の金額を見積価額として差し支えない。

(5) 規則別表第三(六)に掲げる財産(有価証券)

金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券については、次の価額。

イ その年の12月31日における売買実例価額(その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額。

(新規)

<u>ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。</u> <u>ハ イ及びロがない場合には、次の価額。</u> (イ) 株式については、当該株式の発行法人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 (ロ) 新株予約権については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、その年の12月31日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当たりの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額。 (注) 「その年の12月31日におけるその目的たる株式の見積価額」については、イ・ロ・ハ(イ)の取扱いに準じて計算した金額とすることができる。 <u>ニ イ、ロ及びハがない場合には、取得価額。</u> (6) 規則別表第三（七）に掲げる財産（匿名組合契約の出資の持分） 組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えない。 (7) 規則別表第三（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利） 金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。 (8) 規則別表第三（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利） <u>イ 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引</u> 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とする。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(8)において「みなし決済損益額」という。） <u>ロ 上記イ以外のデリバティブ取引</u> (イ) 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法	
--	--

<u>に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限る（以下(イ)において同じ。））に基づき算出したみなし決済損益額（その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。</u> <u>(ロ) 上記(イ)により計算ができない場合には、備忘価額として1円。</u> <u>(9) 規則別表第三（十）に掲げる財産（貸付金）</u> <u>その年の12月31日における貸付金の元本の額。</u> <u>(10) 規則別表第三（十一）に掲げる財産（未収入金（受取手形を含む。））</u> <u>その年の12月31日における未収入金の元本の額。</u> <u>(11) 規則別表第三（十二）及び（十三）に掲げる財産（書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類）</u> <u>イ その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。</u> <u>ロ イがない場合には、(1)ハに掲げる価額。</u> <u>ハ イ及びロがない場合には、取得価額。</u> <u>(12) 規則別表第三（十四）に掲げる財産（（四）（十二）及び（十三）に掲げる財産以外の動産）</u> <u>その財産が所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産で、業務の用に供する資産以外の資産である場合には、(2)ロの取扱いに準じて計算した価額。</u> <u>(注) その財産が家庭用動産で、かつ、その取得価額が100万円未満のものである場合には、その年の12月31日における当該財産の見積価額については、10万円未満のものであると取り扱って差し支えない。</u> <u>(13) 規則別表第三（十五）に掲げる財産（その他の財産）</u> <u>イ 規則第12条第2項に規定する「保険（共済を含む）の契約に関する権利」については、その年の12月31日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。</u> <u>ただし、その年中の12月31日前的日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えない。</u> <u>ロ 規則第12条第2項に規定する「株式に関する権利」に該当する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」（有価証券に該当するものを除く。）については、上記(5)の取扱いに準じて計算した価額。</u> <u>ハ 民法第667条第1項《組合契約》に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資については、組合等の組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合等の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。</u> <u>ただし、組合等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えない。</u> <u>ニ 信託に関する権利（信託受益権）については、次による。</u>	
--	--

<u>(イ) 元本と収益との受益者が同一人である場合には、信託財産の見積価額。</u> <u>(ロ) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合には、(イ)の価額にその受益割合を乗じて計算した価額。</u> <u>(ハ) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合には、次による。</u> <u>A 元本を受益する場合</u> <u>(イ)の価額から、Bにより算定した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額。</u> <u>B 収益を受益する場合</u> <u>受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額。</u> <u>ただし、その年の12月31日が属する年中に給付を受けた利益の額に、信託契約の残存年数を乗じて計算した金額によることとして差し支えない。</u> <u>ホ イからニまでの財産以外の財産については、その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。</u>	
<u>(規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用)</u> <u>6の2-10</u> <u>(1) その財産が規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る減価償却資産(②において、「青色申告書に係る減価償却資産」という。)で、その用途が一般用及び事業用の兼用のものである場合には、その価額は、一般用部分と事業用部分に区分することなく規則第12条第5項括弧書の規定を適用して計算した「減価償却資産の償却後の価額」によることとして差し支えない。</u> <u>(2) 青色申告書に係る減価償却資産以外の所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産の見積価額については、規則第15条第4項が準用する規則第12条第5項括弧書の規定及び(1)に準じて計算した価額によることとして差し支えない。</u>	<u>(新 規)</u>
<u>(有価証券等の取得価額の例示)</u> <u>6の2-11</u> <u>規則別表第三に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産の取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</u> <u>(1) 規則別表第三(六)に掲げる財産(有価証券)又は(七)に掲げる財産(匿名組合契約の出資の持分)については、次の価額。</u> <u>イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。</u> <u>ロ 相続(限定承認を除く。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認を除く。)又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。</u> <u>ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。</u>	<u>(新 規)</u>

<u>(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。</u> <u>(ロ) その年の 12 月 31 日における当該財産の価額の 100 分の 5 に相当する価額。</u> <u>(2) 規則別表第三（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）又は（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）について、当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を 6 の 2 - 9（7）又は（8）に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。</u>	
<u>（共有財産の持分の取扱い）</u> <u>6 の 2 - 12</u> <u>共有の財産については、5 - 12 の取扱いに準ずるものとする。</u>	<u>（新 規）</u>
<u>（債務の金額の意義）</u> <u>6 の 2 - 13</u> <u>債務の金額は、その年の 12 月 31 日における債務の現況に応じ、确实と認められる範囲の金額をいう。</u>	<u>（新 規）</u>
<u>（財産債務調書に記載する財産の価額及び債務の金額の取扱い）</u> <u>6 の 2 - 14</u> <u>財産債務調書に記載された財産の種類、数量及び価額並びに債務の種類及び金額は法に基づくものであるから、当該財産債務に関する所得税及び復興特別所得税の課税標準並びに相続税及び贈与税の課税価格は、各税に関する法令の規定に基づいて計算することに留意する。</u>	<u>（新 規）</u>
<u>（外貨で表示されている財産債務の邦貨換算の方法）</u> <u>6 の 2 - 15</u> <u>令第 12 条の 2 第 3 項により財産の価額及び債務の金額について令第 10 条第 5 項を準用する場合における、外国通貨で表示される当該財産の価額又は債務の金額の本邦通貨への換算は、次による。</u> <u>(1) 財産債務の邦貨換算は、財産債務調書の提出義務者の取引金融機関（その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表するその年の 12 月 31 日における最終の為替相場による。</u> <u>ただし、その年の 12 月 31 日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場によるものとする。</u> <u>(2) 財産に係る(1)の「為替相場」は、邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、その外貨に係る、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。</u> <u>(3) 債務に係る(1)の「為替相場」は、邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、その外貨に係る、いわゆる対顧客直物電信売相場又はこれに準ずる相場をいう。</u>	<u>（新 規）</u>
<u>（同一人から 2 以上の財産債務調書の提出があった場合の取扱い）</u> <u>6 の 2 - 16</u>	<u>（新 規）</u>

<u>財産債務調書の提出期限内に同一人から財産債務調書が2以上提出された場合には、特段の申出(財産債務調書の提出期限内における申出に限る。)</u>がない限り、当該2以上の財産債務調書のうち最後に提出された財産債務調書をもって、法第6条の2第1項の規定により提出された財産債務調書とする。	
<u>(財産債務調書合計表)</u> <u>6の2 - 17</u> <u>規則別表第四備考4の「合計表」は、表2のとおりである。</u>	<u>(新 規)</u>
<u>第6条の3(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)関係</u> <u>(財産債務に基因して生ずる所得)</u>	<u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u>
<u>6の3 - 1</u> <u>規則第16条第5号に規定する「令第12条の3第1項第1号から第5号まで及び前各号に掲げるもののほか、財産又は債務に基因して生ずるこれらに類する所得」には、例えば次のようなものが該当する。</u> <u>(1) 財産が所得税法施行令第184条第2項《損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する損害保険契約等に関する権利である場合における当該損害保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得</u> <u>(2) 財産が規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約、匿名組合契約その他これらに類する契約に基づく出資」である場合における当該出資に基づく所得</u> <u>(3) 財産が規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」である場合における当該権利に基づく所得</u> <u>(4) 財産が規則第12条第3号第5号に規定する「所得税法第60条の2第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利」である場合における当該未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引の決済等による所得</u>	
<u>(財産債務に基因して生ずる所得に該当しないもの)</u> <u>6の3 - 2</u> <u>人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬(株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。)</u>については、法第6条の3第1項に規定する「財産又は債務に関して生じる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第2項の規定は適用されないことに留意する。	<u>(新 規)</u>
<u>(重要なものの記載が不十分であると認められるとき)</u> <u>6の3 - 3</u> <u>法第6条の3第2項に規定する「財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分</u>	<u>(新 規)</u>

<u>であると認められるとき」とは、規則第 15 条第 1 項に規定する記載事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる財産債務の特定が困難である場合をいう。</u>	
<u>(法第 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の適用の判断の基となる財産債務調書)</u> <u>6 の 3 - 4</u> <u>法第 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定の適用は、法第 6 条の 3 第 3 項において準用する法第 6 条第 3 項又は令第 12 条の 4 において準用する令第 12 条第 1 項の規定が適用される財産債務調書により判定するのであるから、これらの財産債務調書以外の財産債務調書に法第 6 条の 3 第 1 項に規定する「当該修正申告等の基因となる財産又は債務」の記載があった場合でも、同条第 2 項の「記載がないとき」に該当することに留意する。</u>	<u>(新 規)</u>
<u>(財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書の取扱い)</u> <u>6 の 3 - 5</u> <u>提出された財産債務調書に記載された財産の価額によれば法第 6 条の 2 の規定による財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書は、法第 6 条の 3 第 3 項において準用する法第 6 条第 3 項又は令 12 条の 4 において準用する令第 12 条第 1 項の規定が適用される財産債務調書に該当しないことに留意する。</u>	<u>(新 規)</u>

表1 (国外財産調書合計表)

税務署長
年 月 日

平成 年 12 月 31 日分 国外財産調書合計表

住所
又は
事業所
事務所
居所など

フリガナ
氏名
性別 職業
電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
生年月日
財産価額調書の提出者
整理番号

受付印

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地 ①		未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑪	
建物 ②		取得価額 ⑫	
山林 ③		貸付金 ⑬	
現金 ④		未収入金 ⑭	
預貯金 ⑤		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
有価証券 上場株式 ⑥		貴金属類 ⑯	
取得価額 ⑦		動産 (⑭、⑮以外) ⑰	
非上場株式 ⑧		保険の契約に関する権利 ⑱	
取得価額 ⑨		株式に関する権利 ⑲	
株式以外の有価証券 ⑩		預託金等 ⑳	
取得価額 ⑪		組合等に対する出資 ㉑	
匿名組合契約の出資の持分 ⑫		信託に関する権利 ㉒	
取得価額 ⑬		無体財産権 ㉓	
未決済信用取引等に係る権利 ⑭		その他の財産 (上記以外) ㉔	
取得価額 ⑮		合計額 ㉕	

備考

税理士
署名押印
電話番号

整理欄
通信日付印
枚数
異動年月日
区分

表1 (合計表)

税務署長 殿
年 月 日

平成 年 12 月 31 日分 国外財産調書合計表

住所
又は
事業所
事務所
居所など

フリガナ
氏名
性別 職業
電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
生年月日
財産価額調書の提出者
整理番号

受付印

単位:円

財産の区分	価額	財産の区分	価額
1 土地		保険の契約に関する権利	
2 建物		株式に関する権利	
3 山林		預託金等	
4 現金		組合等に対する出資	
5 預貯金		信託に関する権利	
6 有価証券		無体財産権	
7 貸付金			
8 未収入金			
9 書画骨とう美術工芸品			
10 貴金属類		その他の財産 (上記以外)	
11 動産 (上記4、9、10以外)		合計額	

備考

税理士
署名押印
電話番号

整理欄
区分
異動
通信日付印 (年月日)

25

表2（財産債務調書合計表）

（新 規）

税務署長
年 月 日

平成 年 2 月 3 日 分 財産債務調書合計表

〒

住所
又は
事業所
居所など

フリガナ

氏名

性別
男 女

職業

電話番号
(自宅・勤務先・携帯)

生年月日

国外財産調書の提出有

整理番号

財産の区分

財産の価額又は取得価額

財産の区分

財産の価額又は取得価額

土地 ①

建物 ②

山林 ③

現金 ④

預貯金 ⑤

有価証券
上場株式 ⑥
取得価額 ㉖
非上場株式 ⑦
取得価額 ㉗
株式以外の有価証券 ⑧
取得価額 ㉘
匿名組合契約の出資の持分 ⑨
取得価額 ㉙
未決済信用取引等に係る権利 ⑩
取得価額 ㉚
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑪
取得価額 ㉛
貸付金 ⑫
未収入金 ⑬

書画骨とう美術工芸品 ⑭
貴金属類 ⑮
動産 ⑯
⑰、⑱、⑲以外
保険の契約に関する権利 ⑰
株式に関する権利 ⑱
預託金等 ⑲
組合等に対する出資 ⑳
信託に関する権利 ㉑
無体財産権 ㉒
その他の財産(上記以外) ㉓
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉔
財産の価額の合計額 ㉕
国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉖
国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉗
⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓
債務の区分
借入金 ㉘
未払金 ㉙
その他の債務 ㉚
債務の金額の合計額 ㉛

備考

税理士
署名押印
電話番号

整理欄
枚数
枚

通信日付印
確認印
異動年月日
年 月 日
区分
A B C D E F G H I

附則

（経過的处理）

この法令解释通達による改正後の 5 - 3、5 - 4、5 - 8、5 - 9 の 2、5 - 14 及び 6 - 1 の取扱い、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に適用し、同日前までに提出すべき国外財産調書については、なお従前の例による。

（新 規）